

諸外国における情報保全制度の比較（セキュリティ・クリアランス制度等①）

資料2

		アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	カナダ	オーストラリア
根拠		大統領令第13526号 等	政府セキュリティ基準 等	連邦保安審査に関する機密事項の保護に関する法律、秘密情報保護一般行政規則 等	防衛法典、国防秘密保護に関する省庁間一般通達第1300号 等	セキュリティポリシー、セキュリティマネジメントの指針 等	保護的保全方針枠組み 等
情報区分	クリアランス対象情報（注1） Top Secret級	<b>Top Secret</b> 不当な開示が国家安全保障に著しく深刻な損害を与えると合理的に予想し得るもの	<b>Top Secret</b> 英国又は同盟国の国家安全保障を直接支え、又は脅かす著しく機微な情報であって、あらゆる脅威からの保護に係る極めて高度な保証を要するもの	<b>Streng Geheim</b> 許可のない者が知ることによって国又は州の存立又は死活的利益を危険に晒し得るもの	<b>Très Secret</b> 漏洩又はアクセスが防衛及び国家安全保障に著しく深刻な結果をもたらし得るもの	<b>Top Secret</b> 不当な開示が国益に著しく深刻な損害を与えると合理的に予想し得るもの	<b>Top Secret</b> 機密性が損なわれることにより国益、我が国の組織又は個人に著しく深刻な損害を与えると予想し得るもの
	Secret級	<b>Secret</b> 不当な開示が国家安全保障に重大な損害を与えると合理的に予想し得るもの	<b>Secret</b> 非常に機微な情報であって強力な組織犯罪集団や国家主体等の高度な能力を有する脅威からの保護を要するもの	<b>Geheim</b> 許可のない者が知ることによって国又は州の安全保障を危険に晒し、又はその利益に重大な損害を与え得るもの	<b>Secret</b> 漏洩又はアクセスが防衛及び国家安全保障に損害を与え得るもの	<b>Secret</b> 不当な開示が国益に重大な損害を与えると合理的に予想し得るもの	<b>Secret</b> 機密性が損なわれることにより国益、我が国の組織又は個人に重大な損害を与えると予想し得るもの
	Confidential級	<b>Confidential</b> 不当な開示が国家安全保障に損害を与えると合理的に予想し得るもの	※ 2014年に見直し（以前は <b>Confidential</b> の区分が存在）	<b>VS-Vertraulich</b> 許可のない者が知ることによって国又は州の利益に害を及ぼし得るもの	※ 2021年に見直し（以前は <b>Confidentiel Défense</b> の区分が存在）	<b>Confidential</b> 不当な開示が国益に限定的又は中程度の損害を与えると合理的に予想し得るもの	<b>Protected</b> 機密性が損なわれることにより国益、我が国の組織又は個人に損害を与えることが予想し得るもの
情報（注2） 取扱注意 その他	<b>Controlled Unclassified Information</b>	<b>Official-Sensitive</b>	<b>VS-Nur Für Den Dienstgebrauch</b>	<b>Diffusion Restreinte</b>	<b>Protected</b>	<b>Official-Sensitive</b>	
クリアランス対象情報の範囲・分野	①軍事計画・兵器システム又は軍の運用 ②外国政府情報 ③インテリジェンス活動・情報源・方法又は暗号 ④機密情報源を含む連邦政府の外交関係又は対外活動 ⑤国家安全保障に関連する科学的・技術的・経済的事項 ⑥核物質又は核施設の防護策のための政府プログラム ⑦国家安全保障に関連するシステム・設備・インフラ・プロジェクト・計画・防護サービスの脆弱性又は能力 ⑧大量破壊兵器の開発等	Top Secretの漏洩は次をもたらし/脅かす。 ①広範な人命損失 ②英国又は友好国の国内治安 ③国際的な緊張 ④英国又は同盟国の軍隊の有効性又は安全性 ⑤友好国との関係 ⑥安全保障活動又は諜報活動の継続的な有効性 ⑦英国経済への長期的な損害 ⑧重大な組織犯罪を捜査又は起訴する能力 ※Secretにも同様の類型あり	公共の利益のため、特に連邦又は州の福祉を保護するために秘匿する必要のある事実、物又は知見	「国防秘密」（政治、軍事、外交、科学、経済、産業等の分野で用いられる）	各省の判断により個々に情報の分類及び指定を実施	対象情報の漏洩は次の事項を脅かす。 ①個人の安全等 ②政府組織の能力、資産、法執行・政策遂行能力等 ③国の経済 ④国のインフラ ⑤国際関係 ⑥治安・国防・インテリジェンス活動	
権限者 指定情報	大統領、副大統領、大統領が指名した行政機関の長、委任された政府職員が指定	各省庁・部局が、クリアランス対象情報に関する政策を執行し、指定	部局又はその被授權者が指定	大統領、首相、大臣等が指定の条件を定める当該条件に従い作成者が指定	各省が分類及び指定	機関を代表して情報を生成又は準備することに責任を有する者が指定	

（備考）2023年3月時点の政府HP等を基にした事務局まとめ。各国制度は現在進行形で変更されているものがあり、また、全ての情報が公開されている訳ではない等から、上記が最新とは必ずしも限らない。

（注1）アメリカにおけるC I（Classified Information）に相当する情報。

（注2）取扱いのためC I相当のいわゆる「クリアランス」までは要しないが、取扱いに注意すべき情報として、一定の保全措置や調査が必要とされ得るもの。

出典：経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する有識者会議（第3回、2023年3月27日）資料